

平成22年3月24日(水)  
厚生労働省医薬食品局  
審査管理課化学物質安全対策室  
室長 山本順二(2421)  
担当 柴辻(2910)、古田(2426)、  
間宮(2424)  
電話代表 03-5253-1111

### 冷却パッドの使用に伴う重大製品事故について

#### 【ポイント】

- ・株式会社オーシンが製造した冷却パッドの使用が原因とみられる重大製品事故として、アレルギー性接触皮膚炎の報告があった。
- ・本製品使用時に赤み、はれ、かゆみなどの症状が見られた場合、ただちに使用を中止し、皮膚科専門医を受診するよう求める。
- ・現在対象製品の製造・出荷は停止、市中在庫も引き上げ済み。本製品を購入された消費者に対しては注意喚起を実施。
- ・当室では会社と協力して引き続き類似事故情報の収集に努め、必要に応じ更なる拡大防止措置をとる。

今般、別紙のとおり、消費生活用製品安全法第35条第4項の規定※に基づき、新たな重大製品事故の発生事例について、平成22年3月18日に消費者庁から通知がありました。

本件では対象製品に含まれる防腐剤中の成分が原因である可能性が高いことが調査結果から判明しております。製造元の株式会社オーシンでは対象製品の製造・出荷を停止し、市中在庫については既に引き上げられており、今後、販売されることはありませんが、現在使用中のお客様向けに専用のお客様窓口(フリーダイヤル0120-896-996)を設置していますので、現在使用中の製品に関するご相談はこちらにお願いします。本製品を使用する際は、取扱い説明書の「シーツまたはカバーを掛けて使用する旨」を守ってご使用いただき、使用時に赤み、はれ、かゆみ等の症状がみられた場合にはただちに使用を中止し、皮膚科専門医を受診するとともに、上記お客様窓口への連絡をお願いします。

製造元は再発防止のため、事実関係と注意喚起文書をホームページに掲載し（<http://www.osin.co.jp>）、販売先に配布します。また、今後製造される製品では防腐剤を変更することとしています。

当室では、製造元に対し、消費者への注意喚起に万全を期すよう指導し、都道府県等に情報を提供し、消費者への周知・注意喚起について協力を要請するとともに、今回の公表後も引き続き会社側と協力して当該製品による事故の情報収集に努め、被害の拡大を予測させる事態が判明した場合には、専門家に意見を求め、速やかに更なる拡大防止の措置をとることとします。

※ 平成19年5月14日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省（平成21年9月より消費者庁）への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も消費者庁から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくことにしています。